

「日中一時支援事業所 sama-sama」

—重要事項説明書—

本重要事項説明書は当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

日中一時支援事業所

sama-sama

目次

1. サービスを提供する日中一時支援事業所
2. 職員の配置状況
3. 提供するサービス
4. 利用者の記録や情報の管理、開示について
5. 苦情の受付について
6. 保険の加入について
7. 施設利用に際しての注意事項

1. サービスを提供する日中一時支援事業所

日中一時支援事業所の名称	日中一時支援事業所 sama-sama
所在地	習志野市津田沼 3-9-8 京成ツダヌマビル 1F・2F * 但し緊急一時的な宿泊を伴う支援の場合は、宿泊支援に適している Casa Solare 102 を利用する。Casa Solare 102 は同法人が経営する「相談支援事業所旅人の木」の事業所のため、開所時間（平日 8:45～18:00）外のみ利用とする。 習志野市津田沼 3-8-19
設置者	社会福祉法人 のうえい舎 理事長 岡嶋 美恵子
目的	障害者等に活動の場を提供し、見守り、地域の人との交流を通して社会に適応するための支援を行う。
管理者氏名	岡嶋 美恵子
運営方針について	地域で暮らす精神障害者が、より自分らしく暮らしていける事、またその持てる力を十分に発揮できることを目標に、以下の場を提供し、それらの充実を図る。 ① 交流の場 ② セルフヘルプの場 ③ ゆとりの場
利用の条件	通院、治療を継続している在宅の精神障害者 利用者自身が日中一時支援事業所 sama-sama の利用を希望している者 紹介状等の書類が提出できる者 原則として習志野市在住の者
開設年月日	平成 30 年 10 月
利用定員	20 人
開所日・時間	原則水曜日及び隔週金曜日 17:30 ～ 19:30 * 開所日は変更になる場合があります。
休日	祝祭日、8 月 13 日～15 日頃の週及び 12 月 29 日～1 月 4 日頃に含まれる水曜及び金曜日は休日とします。
利用料	原則 1 割負担。但し所得に応じて負担割合の軽減あり。
実費負担分	傷害事故補償保険料
緊急一時的な宿泊を伴う支援	利用希望者の必要性を勘案し、職員の配置が可能な時のみ実施する。利用者は日中一時支援事業（宿泊支援）利用申請書を記入するものとする。

### (1) 施設整備の概要

施設設備の概要	京成ツダヌマビル 1F・2F	Casa Solare 102号室 (緊急一時的な宿泊を伴う支援)
作業室 (調理設備含む)	2室	0室
相談室	1室	0室
事務室	1室	1室
洗面所	2室	1室
便所	4室	1室
浴室	1室	1室
居室	0室	1室

### 2. 職員の配置状況

職種	人数
1. 管理者	1人 (非常勤・兼務)
2. 指導員	利用者5人ごとに1人置く

当事業所では利用者に対してサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### 3. 提供するサービス

障害者等に活動の場を提供し、見守り、地域の人との交流を通して社会に適応するための日常的な支援を行う。

### 4. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、利用者のサービス提供に関する記録や情報を適切に管理し、利用者の文書による求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料等の諸費用は利用者の負担になります。)

○閲覧・複写ができる窓口業務時間 開所日 午後5時半～午後7時半

### 5. 苦情の受付について

日中一時支援事業所 sama-sama におけるサービス提供に関する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情・虐待受付窓口

〔担当者〕 内山 澄子

〔受付時間〕 開所日 午後5時半～午後7時半

○苦情・虐待解決責任者

〔担当者〕 岡嶋 美恵子 (管理者)

## 6. 保険の加入について

(1) 本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名：	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
保険会社：	株式会社 損害保険ジャパン
保障の概要：	損害事故補償

(2) 利用登録の際には、下記の傷害事故補償保険に加入していただきます。  
保険料は自己負担していただきます。

保険名：	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
保険会社：	株式会社 損害保険ジャパン
保証の概要：	傷害事故補償

※事故のないように最大限努力しますが、万一事故が発生した際は上記保険の範囲内で対応させていただきます。

## 7. 事業所利用に際しての注意事項

以下の事を守りご利用ください。

- (1) 事業所の物品を大切に利用する。
- (2) 火気の取り扱いに注意し、喫煙は決められた場所です。
- (3) 清潔に心がける。
- (4) お互いを尊重し合い、人を傷つけるような言動等、他人に迷惑のかかる行為はしない。
- (5) 利用目的以外の行為（宗教活動、政治活動、営業活動等）はしない。
- (6) 利用希望日は当日午後5時までに必ず連絡する。

令和 年 月 日

日中一時支援事業所の利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 のうえい舎  
日中一時支援事業所 sama-sama

説明者職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、日中一時支援事業所 sama-sama の利用開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印